

■【トピックス】

韓国大統領弾劾！



米国でドナルド・トランプ氏が大統領選挙に当選したと思っていたら、お隣の韓国では朴大統領の弾劾が国会で決議されました。これにより、朴大統領の職務は停止されました。しばらく混乱が続きそうですね。

世界情勢が目まぐるしく変わる中、韓国政治の停滞は、日本にも影響を及ぼしかねません。各国のリーダーが変わる中、これまでの常識に縛られることなく柔軟に対処する能力が求められます。

■【ビジネス・アイ】

経営力向上計画！

社長 「市への償却資産の申告で、なんか固定資産税が3年間、1/2になる制度があるって話だけ知ってる？」

花野 「はい、中小企業等経営強化法に基づく『経営力向上計画』を作成して認定を受けた中小企業は、固定資産税の軽減など支援措置を受けることができるんですよ」

社長 「そうなんだ、それでこれまでの設備投資に対する促進税制とは、何がちがうの？」

花野 「一番違うのは地方税である固定資産税が軽減されることですね。つまり、これまでの制度は黒字企業でないと税金の優遇をうけられなかったのですが、今回の制度は赤字企業であっても固定資産税の軽減という税金の恩典を受けられるところにあります」

社長 「でも、その『経営力向上計画』っていうのを作るのが大変そうだね」

花野 「それがそうでもなさそうなんですよ。まず分量ですが実質2枚の様式に記載すればいいですよ。国の認定を受けた商工会議所や金融機関、土業などの支援機関のサポートもあるみたいですよ」

社長 「それならうちでも考えてみようかな」

花野 「そうですね。それには、その前に来年度の事業計画の策定ですね」

社長 「そうだね。そろそろうちの会社も攻めの投資を検討することにするよ」

■【今月のキーワード】

中小企業等経営強化法

事業所管大臣が、事業分野ごとに生産性向上の方法などを示した指針を作成します。中小企業は、この指針に沿って、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成等により経営力を向上して実施する経営力向上計画について認定を受けてことによって、税制や金融支援等の措置を受けることができます。また、支援機関（商工会議所、金融機関、土業等）は、中小企業による経営力向上計画の作成・実施を支援することになっています。

■【今月の1冊】

『中国人エリートは日本をめざす』

中島 恵 著

中公新書ラクレ ¥780

私が教鞭を執っている大学のビジネス・スクールでも学生名簿を見ると半分が中国人を始めとした留学生です。

中国人を始めとした優秀な若者が、大学や企業で活躍し始めています。特にどうして中国の若者が日本の大学や企業をめざすのか？本書では、さまざまな角度から分析しています。もはや教育現場では彼らなしでは成り立ちません。



■【編集後記】

平成28年は、特に7月以降の後半は、あっという間に過ぎ去りました。6月に日本公認会計士協会東海会の副会長に就任したため、山のような会務が押し寄せてきた感じです。平成29年は落ち着いて仕事に取り組みたいものですね。

『経営のセカンド・オピニオン』vol.118（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2017.1.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>